

第 1 3 6 回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

議案番号	件名氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14	15	採決結果
		城戸司	塩川まゆみ	関根律之	向井一富	久保美博	森永和夫	菊地幸雄	泉浩壽	大木雄	山本徹	下野安彦	林博	山崎正史	寺岡保	
報告 6	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
報告 7	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
報告 8	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
報告 9	健全化判断比率の報告について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
報告 10	資金不足比率の報告について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
報告 11	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	受理
議認 6	令和 5 年度内子町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	認定
議認 7	令和 4 年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議認 8	令和 4 年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議認 9	令和 4 年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議認 10	令和 4 年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議認 11	令和 4 年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議認 12	令和 4 年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案 70	令和 4 年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議認 13	令和 4 年度内子町水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案 71	令和 4 年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議認 14	令和 4 年度内子町下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案 72	内子町下水道条例の一部を改正する条例について	○	×	×	○	／	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案 73	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案 74	第 4 7 号 令和 5 年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案 75	令和 5 年度内子町一般会計補正予算（第 8 号）について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案 76	令和 5 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案 77	令和 5 年度内子町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	／	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

久保議員は議長のため、採決に加わりません。

【表示例】 ○・・・ 賛成

×・・・ 反対

除・・・ 除斥※

欠・・・ 欠席

※除斥とは、議会における審議を公正なものとするために、議案等と一定の利害関係を有する議員はその審議及び採決に参加することができないとする制度です。（地方自治法第 1 1 7 条）